

八幡市新型コロナウイルス対策事業

取扱店を募集しています！

令和3年度八幡おうえん飲食券

市民1人につき飲食券2,000円分を配付

一次締切
8/20

食べて飲んで八幡を応援！

たくさんの市内事業者の登録をお待ちしております。

飲食券

- 配付対象 令和3年8月20日現在、本市の住民基本台帳に登録のある人
- 発行額 1人 2,000円分（500円券×4枚）
- 配付方法 世帯主宛に郵便局より郵送（申請は不要です）
- 配付時期 令和3年10月初旬頃から随時発送予定
- 使用期間 令和3年11月1日～令和4年2月28日まで（予定）
※ 感染状況により変更する場合があります。



募集店舗

- 対象：
京都府の「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所」であり、以下のいずれかに該当する店舗。
（商工会等への申請で右のステッカーの交付が受けられます）
 - ・市内で飲食店営業許可または喫茶店営業許可を取得し営業している店舗。
 - ・食品の製造業の営業許可を取得し市内で小売販売を行っている店舗。
 - ・飲食店営業（自動車）許可を取得し申請者の住所が八幡市内であるキッチンカー。
- 募集期間 7月12日～11月30日（随時受付） ※一次締切 8月20日
→一次締切までの受付分は全世帯に配付するチラシに掲載
- 換金方法 使用済飲食券を伝票とともに取扱機関へ郵送していただき、取扱機関から指定口座に振込みます。（月2回） ※換金手数料及び郵送料無料
- 申込方法 裏面の申請書、営業許可の写し、ガイドライン推進宣言事業所ステッカー申込書または既に申込したことが分かる書類を持参または郵便で下記へ

提出・問い合わせ

- 持参・郵送：〒614-8093 京都府八幡市八幡三本橋59-9 八幡市商工会 宛
- TEL:075-981-0234